

第1章「元気でしかが21」（第三次）計画策定にあたって

1 計画改定の趣旨

平成17年に策定した「元気でしかが21」は、国の「健康日本21」を基にして、健康寿命（認知症や寝たきりにならないで自立して生活できる期間）の延伸、壮年期死亡の減少、生活の質の向上を目的として策定されました。第二次計画では、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）の縮小を新たに目的に盛り込み、さらに食育推進計画（第二次）を抱合し策定しました。この計画を基に平成27年度～令和6年度まで、事業を推進してきましたが、計画期間の10年が経過し、これに伴い内容の評価検討を行い、新たな計画の策定に取り組む事としました。

日本は、高齢化の進展及び、疾病構造の変化が生じています。本町においても、高齢化率は、令和5年度41.2%と、全国と比較すると10ポイント以上高くなっています。急激な少子高齢化社会では、これらを支える世代の負担も大きく、あらゆる世代の方が健やかに過ごせるよう町民一人ひとりや地域で、主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。そこで、国における「健康日本21（第三次）」が推進されるのに伴い、町は健康増進法に基づく市町村健康増進計画として「元気でしかが21」（第三次）計画を策定し、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」とも整合性を図りながら推進して行きます。

また、第二次計画では生涯にわたって健全な食生活を実現することを目的とし「弟子屈町食育推進計画」を「食育・栄養・食生活」分野として体系的に位置づけていましたが、第三次計画では、さらに「いのち支える弟子屈町自殺対策計画」を「こころの健康」分野として位置づけ、3本の計画を一体化し、総合的な健康づくり施策を推進していきます。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

本計画は、「健康増進法」第八条第2項に基づく「市町村健康増進計画」、「食育基本法」第十八条に基づく「市町村食育推進計画」、「自殺対策基本法」第十三条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」を一体的に策定したものです。

■健康増進法（抜粋）

（都道府県健康増進計画等）

第八条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■食育基本法（抜粋）

（都道府県健康増進計画等）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

■自殺対策基本法（抜粋）

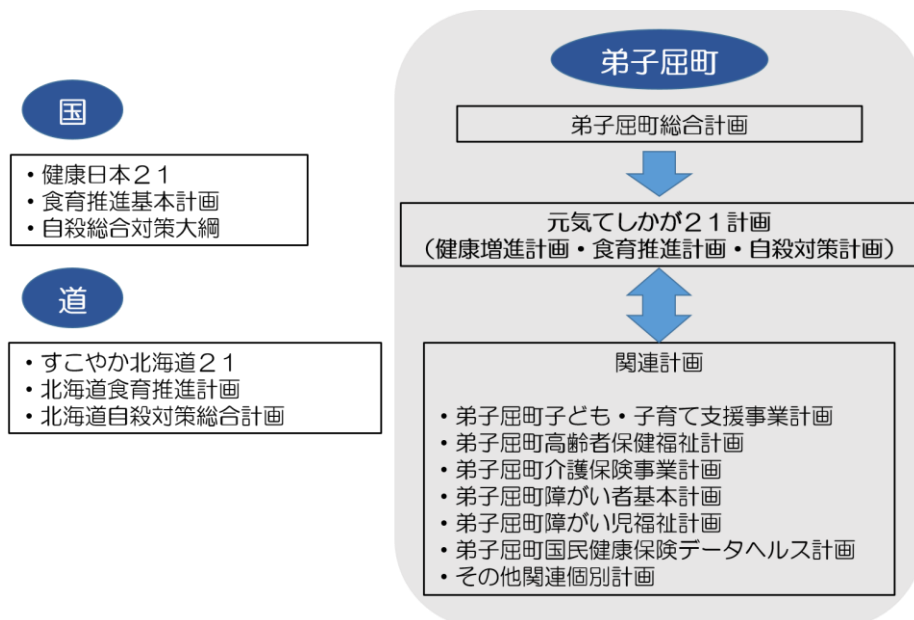
（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関係する計画

本計画は「弟子屈町総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策に基づき、町民の健康づくりを進めるための方針を示したものです。また、本計画は国や北海道が策定する各種計画との整合性を図るとともに、本町の関連計画と相互に連携し推進していきます。



3 計画の期間

この計画の期間は、2025年(令和7年度)から2036年(令和18年度)までの12年間とします。本計画は令和12年度に中間評価、令和18年度に最終評価を実施します。

4 策定体制

本計画の策定にあたり、弟子屈町元気てしかが21計画推進会議を実施し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■策定体制のイメージ

